

台風19号で運転免許証を亡失等された方へ

令和元年10月17日
警 察 庁

台風19号の被害に遭われ、運転免許証を亡失等した方は、運転免許証の再交付を受けることができます。詳しくは、都道府県警察の担当窓口まで御相談ください。

運転免許証の再交付

- 運転免許証を亡失・滅失した場合には、罹災証明書が無くとも、申請窓口で被災状況をお伝えいただくことにより、運転免許証の再交付を受けることが可能です。
- 他県に避難された方が運転免許証の再交付を申請される場合には、住民票の写しが無い場合でも、避難先に同居する家族や親戚のほか、避難先の施設の責任者やホテルの支配人等による居住証明書（下記の記載例参照）と、その証明をした方の身分証明書の写しにより、再交付を受けることが可能です。

（記載例）

同居の家族等による居住証明書

居住証明書

私の長男日本太郎は、この度の台風19号により、令和元年〇月〇日から私の自宅に同居していることを証明します。

令和元年〇月〇日
住所 〇県×市△町1-2-3
氏名 〇 〇 〇 〇

避難先の施設等による居住証明書

居住証明書

日本太郎様は、この度の台風19号により、令和元年〇月〇日から〇〇〇施設に同居していることを証明します。

令和元年〇月〇日
職業 〇〇〇施設管理者
氏名 〇 〇 〇 〇